

酒々井町農業委員会 1 月総会会議録

令和 2 年 1 月 8 日（水）

分庁舎 2 階第 2 多目的室

午後 3 時 3 0 分から午後 5 時 0 0 分まで

局 長 それでは、定刻になりましたので会長お願いします。

（会長あいさつ）

局 長 それでは総会に移りたいと思いますので、会長お願いいたします。

会 長 それでは、ただいまから令和 2 年 1 月の農業委員会総会を開会いたします。
なお、本日の総会は、議案 4 件、その他 3 件ですので、よろしく
お願いします。

局 長 それでは議事に移りたいと思いますが、議事の進行につきましては、会議
規則により、会長をお願いいたします。

議 長 それでは議事の進行を務めさせていただきます。本日の出席委員は、8 名
中、7 名出席ですので、会議は成立しております。本日の議事録署名委員
に、6 番京増孝一委員、7 番飯田隆男委員を指名します。また、書記に事
務局の木村副主査を任命します。

議 長 それでは、第 1 号議案 農用地利用集積計画についての整理番号 1 から 5
についてを議題とし、一括して事務局より説明願います。

局 長 第 1 号議案 農用地利用集積計画についての整理番号 1 から 5 について、
説明させていただきます。
資料の 2 ページをご覧ください。
先ず、整理番号 1 についてですが、貸付者は、墨在住者、借受者は馬橋に
住所を有する法人です。設定場所は、墨の農地 1 筆で、地目は田、面積は
2,170 m²、利用計画は田です。賃借料は、年 36,890 円です。この計
画は、農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項に規定する各要件を満たし
ております。備考ですが、前回は、平成 31 年 2 月 1 日から 1 年間設定さ
れておりましたが、終期が来ることから再設定しようとするもので、設定
期間は 1 年ということです。位置につきましては、3 ページの位置図をご
覧下さい。
続きまして、資料の 4 ページをご覧ください。

整理番号2についてですが、貸付者は、下台在住者、借受者は、柏木在住者です。設定場所は、印旛沼新田の農地4筆、地目は田、面積は合計で5,958㎡、利用計画は田です。賃借料は、10アールあたり米90kgです。この計画は、農業経営基盤強化促進法第18条第3項に規定する各要件を満たしております。設定期間は、10年の新規設定でございます。位置につきましては、5ページの位置図をご覧ください。

続きまして、資料の6ページをご覧ください。

整理番号3についてですが、貸付者は、上岩橋在住者、借受者も同じく上岩橋在住者です。設定場所は、上岩橋の農地1筆、地目は畑、面積は704㎡、利用計画は畑です。賃借料は、年5,000円です。この計画は、農業経営基盤強化促進法第18条第3項に規定する各要件を満たしております。設定期間は、5年の新規設定でございます。位置につきましては、7ページの位置図をご覧ください。

続きまして、資料の8ページをご覧ください。

整理番号4についてですが、貸付者は、馬橋在住者、借受者は、馬橋に住居を有する法人です。設定場所は、馬橋の農地3筆、墨の農地1筆、地目は田、面積は合計で2,701㎡、地用計画は田です。賃借料は、年20,000円です。この計画は、農業経営基盤強化促進法第18条第3項に規定する各要件を満たしております。設定期間は、10年の新規設定でございます。位置につきましては、9ページの位置図をご覧ください。

続きまして、資料の10ページをご覧ください。

整理番号5についてですが、貸付者は、馬橋在住者、借受者は、馬橋に住居を有する法人です。設定場所は、馬橋の農地3筆、墨の農地1筆、地目は田、面積は合計で4,079㎡、利用計画は田です。賃借料は、年30,000円です。この計画は、農業経営基盤強化促進法第18条第3項に規定する各要件を満たしております。設定期間は、10年の新規設定でございます。位置につきましては、11ページの位置図をご覧ください。

以上で説明を終わらせていただきます。

議長 事務局の説明が終わりましたが、整理番号1から順に地区担当推進委員から補足説明等がありましたらお願いします。

高崎推進委員 ○○ですので、以前からやっておりますので、特別ありません。

秋葉推進委員 以前から借受者が稲刈りのみをやっていた農地で、今後、作らないとのことで、全て貸付けるとのことで、特に問題はありません。

小坂推進委員 借受者の農地は隣接しており、ブルーベリー栽培をするということで、以前にも申請があったように、遊休農地の解消に貢献していると思います。

全く問題はありません。

議 長 地区担当推進委員の説明が終わりましたので、これから質疑を行います。
委員さんで何か質問等がございましたらお願いします。

(質問、意見等なし)

議 長 特にないようですので、これから採決を行います。採決については、整理番号ごとに行います。
初めに、農用地利用集積計画の整理番号1について、原案のどおり答申することに賛成の方は、挙手をお願いします。

局 長 挙手全員です。

議 長 採決の結果、挙手全員でございますので、農用地利用集積計画の整理番号1につきましては、原案どおり答申することに決定します。

議 長 続いて、農用地利用集積計画の整理番号2について、原案のどおり答申することに賛成の方は、挙手をお願いします。

局 長 挙手全員です。

議 長 採決の結果、挙手全員でございますので、農用地利用集積計画の整理番号2につきましては、原案どおり答申することに決定します。

議 長 続いて、農用地利用集積計画の整理番号3について、原案のどおり答申することに賛成の方は、挙手をお願いします。

局 長 挙手全員です。

議 長 採決の結果、挙手全員でございますので、農用地利用集積計画の整理番号3につきましては、原案どおり答申することに決定します。

議 長 続いて、農用地利用集積計画の整理番号4について、原案のどおり答申することに賛成の方は、挙手をお願いします。

局 長 挙手全員です。

議 長 採決の結果、挙手全員でございますので、農用地利用集積計画の整理番号

4につきましては、原案どおり答申することに決定します。

議 長 続いて、農用地利用集積計画の整理番号5について、原案のどおり答申することに賛成の方は、挙手をお願いします。

局 長 挙手全員です。

議 長 採決の結果、挙手全員でございますので、農用地利用集積計画の整理番号5につきましては、原案どおり答申することに決定します。

議 長 次に、第2号議案 農地法第5条許可処分の取消願についてを議題とし、事務局の説明を求めます。

局 長 第2号議案 農地法5条許可処分取消願について、説明させていただきます。資料の12ページから18ページをご覧ください。
本件は、平成31年1月25日付け千葉県印農指令第2188号-399で許可指令書が交付されておりますが、2017年7月14日の再生可能エネルギー推進室から示された通知に基づき、同一土地所有者の大規模設備を意図的に小規模設備に分割している事例に抵触することで、経済産業省の認可が取消されることにより、今回許可処分取消願が提出されました。これまでの経緯ですが、平成27年に5条申請があり、その後、資金面の都合により取下げ、その後、平成31年1月に再度5条申請、許可となりましたが、今回、上記の理由により取消願が提出されました。
以上で説明を終わらせていただきます。

議 長 事務局の説明が終わりましたので、これから質疑を行います。委員さんで何か質問等がございましたらお願いします。

(質問、意見等なし)

議 長 特に無いようですので、これから採決を行います。第2号議案、農地法第5条許可処分取消願について、承認することに賛成の方は挙手願います。

局 長 挙手全員です。

議 長 採決の結果、挙手全員でございますので、農地法第5条許可処分取消願につきましては、承認し、県に進達することに決定します。

議 長 次に、第3号議案、農地法第52条の規定による情報の提供についてを議

題とし、事務局の説明を求めます。

局長 第3号議案、農地法第52条の規定による情報（賃借料情報）の提供について説明させていただきます。
資料の19ページをご覧ください。
これは、農地法第52条の規定に基づきまして、農地の実勢賃借料の平均値、最高値、最低値を公表しようとするものでございます。
公表する賃借料につきましては、通常1年間に締結された農用地利用集積計画等による賃借料を用いることとされておりますことから、令和元年中に公告された農用地利用集積計画による賃借料及び農地法第3条による賃借料を基に作成しました。なお、米による賃借料の支払いの場合は、成田市農協の買取価格を勘案し、1俵当たり14,100円に換算し算定いたしました。今年中に締結されました利用集積計画は、田、32件、畑、3件でございました。田の最高値は、28,724円、最低値は、10,861円、平均値は、17,539円であり、昨年との平均値、17,174円から365円の増となりました。畑につきましては、最高値8,000円、最低値、5,000円、平均値、6,401円となり、昨年との平均値、8,100円から1,699円の減となりました。また、周知方法といたしましては、町掲示板への告示及びホームページ、農業委員会だよりへの掲載を予定しております。資料の20ページに公表しようとする案を作成いたしましたので、ご審議くださいますようお願いいたします。
以上で説明を終わらせていただきます。

議長 事務局の説明が終わりましたので、これから質疑を行います。委員さんで何か質問等ございましたらお願いします。

(質問、意見等なし)

議長 特になしですので、これから採決を行います。第3号議案、農地法第52条の規定による情報の提供について、事務局案のとおりとすることに賛成の方は挙手願います。

局長 挙手全員です。

議長 採決の結果、挙手全員でございますので、農地法第52条の規定による情報の提供については、事務局案の案をとりまして、周知することに決定します。

議長 次に、第4号議案、農業委員会の法令遵守の申し合わせ決議についてを議

題とし、事務局の説明を求めます。

局長 第4号議案、農業委員会の法令遵守の申し合わせ決議について説明させていただきます。

資料の21ページ及び別に配布させていただきました資料をご覧ください。農業委員会会長が収賄容疑で逮捕される不祥事が続けて発生したことにより、全国農業会議所より、申し合わせ決議の実施依頼があり、千葉県農業会議会長から、決議の実施及び決議の案が示されました。これに基づき、当町に於きましても、資料の21ページのとおり、農業委員会の法令遵守の申し合わせ決議をするものでございます。

それでは、ここで、決議書を読み上げさせていただきます。

農業委員会の法令遵守の申し合わせ決議

私たち農業委員、農地利用最適化推進委員は、農業者の公的な代表機関である農業委員会組織の一員として、法令に則り適正に農業制度を運用し、農地利用の最適化を実現する責務を負っている。

特に農地制度に基づく許認可に係る事務については、個人情報に接することも多く、公平・公正な運用はもちろんのこと、個人情報保護も徹底しなければならない。

私たち農業委員、農地利用最適化推進委員は、高い倫理観を持ち、法令遵守を徹底するため、下記事項についてここに申し合わせ、決議する。

1. 農業委員会が担っている職務と責任を改めて自覚し、法令に則り適正に農地制度を運用すること。特に、農業委員会法31条の議事参与の制限、同第33条の議事録の公表を適切に実施して、農業委員会の議事の公正さを確保すること。

2. 農業委員、農地利用最適化推進委員としての高い倫理観を維持し、法令遵守を徹底するための研修等を実施すること。

令和2年1月8日

酒々井町農業委員会

以上の内容をご理解いただき、今後の法令遵守について、申し合わせ決議をよろしくお願いいたします。

以上で説明を終わらせていただきます。

議長 事務局の説明が終わりましたが、委員さんで何か質問等がございましたらお願いします。

(質問、意見等なし)

議長 特にないようですので、議案のとおり決議いたします。

議 長 それでは、ここで10分間の休憩をとりたいと思いますのでよろしくお願
いします。

(休 憩)

議 長 それでは、休憩をときまして、会議を再開いたします。
議 長 その他の(1)農地法等許可届出実績について、事務局より説明をお願い
します。

(事務局説明)

議 長 事務局の説明が終わりましたが、委員さんで何か質問等がございましたら
お願いします。

(質問、意見等なし)

議 長 特にないようですので、次にその他の(2)農地の利用状況調査結果につ
いて、事務局より説明をお願いします。

(事務局説明)

議 長 事務局の説明が終わりましたが、委員さんで何か質問等がございましたら
お願いします。

(質問、意見等なし)

議 長 特にないようですので、次にその他の(3)について、事務局より説明を
お願いします。

(事務局説明)

議 長 他にありますか。

局 長 特にありません。

議 長 それでは、最後に来月の総会の日程ですが、事務局案がありましたらお願
いします。

局 長 5日の水曜日はいかがでしょう。

議 長 　ただ今、5日の水曜日が事務局案として出ましたが、いかがでしょうか。

委員各位 　5日でいいでしょう。

議 長 　それでは、来月の総会は、5日の水曜日で決定させていただきます。それではこれで、議案、その他が終了しましたので、総会を終了させていただきます。慎重審議ありがとうございました。

令和2年1月8日